

1 ICT 活用工事

1-1 概要

ICT 活用工事（基礎工）とは、以下に示す施工プロセスの各段階において、ICT を全面的に活用する工事であり、ICT 活用工事を現場で実施することを ICT 活用施工という。

- ① 3次元起工測量（基礎捨石を行う場合）
- ② 3次元数量計算（基礎捨石を行う場合）
- ③ ICT を活用した施工
- ④ 3次元出来形管理（機械均し（重錘式）または人力均し等を行う場合）
- ⑤ 3次元データの納品

なお、①～⑤全ての段階において ICT を活用するものとするが、基礎捨石を実施しない場合は①②を対象外とし、人力均し等を実施する場合は④を任意とする。

※人力均し等：人力均し及びバックホウ均し

1-2 各段階における ICT

ICT 施工技術の具体的内容については、以下の①～⑤によるものとし、関連要領等については、最新のものを適用するものとする。

関連要領等：https://www.mlit.go.jp/kowan/kowan_fr5_000061.html

① 3次元起工測量

（基礎捨石を行う場合）

受注者は、本工事の起工測量（深淺測量）において、ナローマルチビームシステム（以下、「マルチビーム」という）を用いた深淺測量を行う。

「港湾工事における3次元計測技術を用いた出来形管理に係る計測マニュアル・出来形管理要領」を適用する。

なお、データ解析は、マルチビームデータクラウド処理システム（以下、「MBC」という）の後処理機能により実施することを標準とする。

② 3次元数量計算

（基礎捨石を行う場合）

3次元設計データと、①により得られた3次元測量データを用いて数量計算を行う。

「3次元データを用いた港湾工事数量算出要領（基礎工編）」を適用する。

③ ICT を活用した施工

①により得られた3次元データを用いて、ICT を活用した施工を行う。

（基礎捨石を行う場合）

捨石投入用バケット位置と目標投入位置をリアルタイムで可視化する技術を用いて、施工を行う。

（機械均し（重錘式）を行う場合）

均し機位置と目標均し高さをリアルタイムで可視化する技術を用いて、施工を行うものとする。施工にあたり、不陸やかみ合わせ、浮き石、突起物など、石の分布状況等に留意して施工を行う。

④ 3次元出来形管理

（機械均し（重錘式）を行う場合）

機械均しにて取得する施工履歴データを用いた出来形計測を行い、出来形管理を行う。

「港湾工事における3次元計測技術を用いた出来形管理に係る計測マニュアル・出来形管理要領」を適用する。

(人力均し等を行う場合)

現場条件により従来方式又はマルチビームを用いた深淺測量(出来形測量)により出来形管理を行う。

マルチビームを用いた深淺測量は、「港湾工事における3次元計測技術を用いた出来形管理に係る計測マニュアル・出来形管理要領」を適用する。

⑤ 3次元データの納品

②により確認された3次元数量計算データ(基礎捨石を行う場合)及び④により確認された3次元施工管理データを、工事完成図書として電子納品する。

1-3 対象工種

ICT活用工事(基礎工)の対象工種種別は、工事工種体系ツリー(レベル4)における下記とする。

- ・基礎捨石、捨石本均し(機械均し含む)、捨石荒均し(機械均し含む)

1-4 MBCの活用

受注者は、マルチビームを用いた深淺測量のデータ解析にあたり、MBCを活用し、ノイズ除去処理の一部を代替することができる。3次元データを用いた出来形管理のためのデータ解析には精度検証中のため利用できない。

2 ICT活用工事の実施方法

2-1 発注方式

ICT活用工事の発注は、発注者指定型、施工者希望型に分けて発注するものとし、その運用については以下を標準として各地方整備局等において地域の状況等を踏まえて設定するものとする。

(1) 発注者指定型

発注者指定型は、全体工事費(消費税を含む)が2.9億円以上を目安として発注者が設定した工事に適用する。但し、これに拘わらず、中小企業を対象とする工事に対しては「施工者希望型」を適用するものとする。

(2) 施工者希望型

施工者希望型は、全体工事費(消費税を含む)が2.9億円未満を目安として発注者が設定した工事に適用する。

2-2 発注における入札公告等

入札公告、入札説明書、特記仕様書の記載例については、以下のとおりとする。
なお、記載例のないものについては、別途作成するものとする。

(1) 発注者指定型

【入札公告】記載例

(記載例)

『○ 工事概要』に以下を追記する。

(○) 本工事は、国土交通省が提唱する i-Construction に基づき、ICT の全面的活用を図るため、起工測量、設計図書の照査、施工、出来形管理、検査及び工事完成図や施工管理の記録及び関係書類について3次元データを活用する ICT 活用工事（基礎工）（発注者指定型）である。

【入札説明書】記載例

(記載例)

『○ 工事概要』に以下を追記する。

(○) 本工事は、国土交通省が提唱する i-Construction に基づき、ICT の全面的活用を図るため、起工測量、設計図書の照査、施工、出来形管理、検査及び工事完成図や施工管理の記録及び関係書類について3次元データを活用する ICT 活用工事（基礎工）（発注者指定型）である。ICT 活用工事を現場で実施することを ICT 活用施工という。

本工事では、ICT を用いた3次元測量等を実施し、それらで得られた3次元データを納品するものとし、詳細については特記仕様書によるものとする。

『技術提案書（施工計画等）を求める場合』に以下を追記する。

『○ 総合評価落札方式に関する事項』に以下を追記する。

(○) ICT 活用施工に掛かる技術については、本工事では総合評価落札方式における「技術提案（施工計画等）」における評価の対象外とする。

但し、ICT 活用施工に掛かる技術を応用（別の技術を組み合わせることで効果を高める、または別の効果を発現する等を含む）した技術提案については、その応用部分（付加的な内容）についてのみ評価対象とする。

※「技術提案書（施工計画等）」は、求める書式名称に随時修正すること。

【特記仕様書】記載例

(斜体は、捨石投入を行う場合に記載)

(下線は機械均し（重錘式）を行う場合に記載)

○-○. ICT 活用工事(基礎工)(発注者指定型)について

(1) ICT 活用工事

本工事は、国土交通省が提唱する i-Construction に基づき、ICT の全面的活用を図るため、起工測量、設計図書の照査、施工、出来形管理、検査及び工事完成図や施工管理の記録及び関係書類について3次元データを活用する ICT 活用工事 (ICT 基礎工) (発注者指定型) である。

(2) 定義

1) i-Construction とは、ICT の全面的な活用、規格の標準化、施工時期の平準化等の施策を建設現場に導入することによって、建設現場のプロセス全体の最適化を図る取り組みであり、その実現に向けて ICT を活用した工事 (ICT 活用工事) を実施するものとする。

2) ICT 活用工事とは、施工プロセスの下記段階において、ICT を全面的に活用する工事である。

- ① 3次元起工測量
- ② 3次元数量計算
- ③ ICT を活用した施工
- ④ 3次元出来形管理
- ⑤ 3次元データの納品

(3) 原則、本工事の基礎工で適用することとする。また、具体的な ICT 機器の内容については監督職員の承諾を得るものとし、実施内容等については施工計画書に記載し、監督職員へ提出するものとする。

(4) ICT を用い、以下の施工を実施する。

1) 3次元起工測量 ※基礎捨石を行う場合のみ記載

受注者は、本工事の起工測量（水深測量）において、ナローマルチビームシステム（以下、「マルチビーム」という）を用いた深淺測量を行うものとする。

マルチビームを用いた深淺測量については、「港湾工事における3次元計測技術を用いた出来形管理に係る計測マニュアル・出来形管理要領」に基づくものとする。

なお、解析に当たってはマルチビームクラウド処理システム（以下、MBC という）の後処理機能を活用することを標準とする。

（ICT 海上地盤改良工と ICT 基礎の施工範囲が同一範囲かつ同一工事で実施する場合上記削除。下記を記載。）

本工事の起工測量は、ICT 海上地盤改良工の3次元出来形管理の結果を活用することを想定し、費用は計上していない。

3次元起工測量が必要となった場合には、監督職員と協議するものとし、ナローマルチビームシステム（以下、「マルチビーム」という）を用いた深淺測量を行うものとする。

なお、解析に当たってはマルチビームクラウド処理システム（以下、MBC という）の後処理機能を活用することを標準とする。

2) 3次元数量計算 ※基礎捨石を行う場合のみ記載

設計図書を用いて3次元設計データの作成を行い、（※発注者が3次元設計データを提供する場合は削除）3次元設計データと、1)により得られた3次元測量データを用いて数量計算を行うものとする。

数量計算は、「3次元データを用いた港湾工事数量算出要領（基礎工編）（令和〇〇年〇月改定版）」に基づいて行うものとする。

3) ICT を活用した施工

1)により得られた3次元データを用いて、ICT を活用した施工を行うものとする。

①捨石投入用バケット位置と目標投入位置をリアルタイムで可視化する技術を用いて、施工を行うものとする。※捨石投入を行う場合。

②均し機位置と目標均し高さをリアルタイムで可視化する技術を用いて、施工を行うものとする。施工にあたり、不陸やかみ合わせ、浮き石、突起物など、石の分布状況等に留意して施工を行うものとする。※機械均し（重錘式）を行う場合

※①、②を選択して記載する。

4) 3次元出来形管理 ※出来形管理の方法により記載

（機械均し（重錘式）を行う場合）受注者は、機械均しにて取得した「施工履歴データを用いた出来形計測」を行い、出来形管理を行う。

出来形管理については、「港湾工事における3次元計測技術を用いた出来形管理に係る計測マニュアル・出来形管理要領」に基づくものとする。

(人力均し等を行う場合)受注者は、現場条件により従来方式又はマルチビームを用いた深淺測量(出来形測量)による出来形管理を選択するものとし、監督職員と協議するものとする。

マルチビームを用いた出来形管理については、「港湾工事における3次元計測技術を用いた出来形管理に係る計測マニュアル・出来形管理要領」に基づくものとする。

5) 3次元データの納品

2)により確認された3次元数量計算データ及び4)により確認された3次元施工管理データを、工事完成図書として電子納品する。

1)、4)は「港湾工事における3次元計測技術を用いた出来形管理に係る計測マニュアル・出来形管理要領」を適用するものとし、改定により実施内容が変更された場合は監督職員と協議するものとする。

(5)上記1)～5)を実施するために使用するICT機器類は、受注者が調達し、また、施工に必要なICT活用施工用データは、受注者が作成するものとする。使用する機器、アプリケーション・ソフト、ファイル形式については、事前に監督職員と協議のうえ、承諾を得なければならない。

発注者は、ICT活用工事を実施する上で有効と考えられる設計等において作成した成果品と関連工事の完成図書は、積極的に受注者に貸与するものとする。

(6)本工事は、ICT活用工事であるため、アンケート調査や測量データの提供等、必要な協力を行わなければならない。

(7)ICT活用工事にあたって、疑義が生じた場合または本特記仕様書に記載のない事項については、監督職員と協議するものとする。

(8)受注者は、マルチビームを用いた3次元起工測量及び3次元出来形管理のデータ解析にあたり、MBCを活用しノイズ除去処理の一部を代替することができる。

〇-〇. 検査 ※出来形管理の方法により記載

(1) 基礎工(捨石機械均し)の検査

基礎工(捨石機械均し)の検査の対象は、本工事で施工する機械均し範囲の天端面とし、「施工履歴データを用いた出来形管理の監督・検査要領(基礎工編)(令和〇年〇月版)」に基づき実施する。

なお、上記にて実施する測定(天端幅と延長)以外の観察(石の分布状況及び安定性等の観察)については、当局が別途実施する水中部施工状況調査において実施するものとする。

(1) 基礎工(人力均し等)の検査(マルチビームを用いた出来形管理を実施した場合)

基礎工(人力均し)の3次元データを用いた検査の対象は、本工事で施工する本均し・荒均し範囲の天端面及び法面とし、「3次元データを用いた出来形管理の監督・検査要領(基礎工編)(令和〇〇年〇月版)」に基づき実施する。

なお、上記にて実施する測定(天端幅と延長)以外の観察(石の分布状況及び安定性等の観察)については、当局が別途実施する水中部施工状況調査において実施するものとする。

〇-〇. ICT活用工事の費用について

(1) ICT活用工事に関する費用については、「ICT活用工事積算要領(基礎工編)(令和〇〇年〇

月改定版)」に基づき計上している。人力均しを行う場合の出来形測量については、従来方式を想定して費用を計上しているため、協議によりマルチビームを用いた深淺測量を実施する場合は、「ICT 活用工事積算要領（基礎工編）（令和〇〇年〇月改定版）」に基づき費用の計上を行うものとする。

（２）「施工実態調査」を実施する場合はこれに協力すること。

（３）〇－〇（４）１）３次元起工測量の解析にかかる費用については、MBCの活用を想定して費用を計上しているが、MBCを活用できない場合は監督職員と協議するものとする。

（４）作業船にICT機器が設置されていない場合において、設置・撤去にかかる拘束が生じる場合は監督職員と協議の上、契約変更の対象とする。

(2) 施工者希望型

【入札公告】記載例

(記載例)

『○ 工事概要』に以下を追記する。

(○) 本工事は、国土交通省が提唱する i-Construction に基づき、ICT の全面的活用を図るため、受注者の提案・協議により、起工測量、設計図書の照査、施工及び工事完成図や施工管理の記録及び関係書類について3次元データを活用する ICT 活用工事（基礎工）（施工者希望型）の対象工事である。

【入札説明書】記載例（下線は機械均し（重錘式）を行う場合に記載）

(記載例)

『○ 工事概要』に以下を追記する。

(○) 本工事は、国土交通省が提唱する i-Construction に基づき、ICT の活用を図るため、受注者の提案・協議により、起工測量、設計図書の照査、施工、出来形測量、検査及び工事完成図や施工管理の記録及び関係書類について3次元データを活用する ICT 活用工事（基礎工）（施工者希望型）である。ICT 活用工事を現場で実施することを ICT 活用施工という。

ICT を全面的に活用するため、入札にあたり ICT 活用工事計画書【基礎工編】（別記様式－1）を提出し、その内容が ICT 活用施工として適当と認められる場合、契約後施工計画書の提出までに監督職員へ提案・協議し、協議を整った場合に ICT 活用施工を行う。

なお、ICT の活用にかかる費用については、設計変更の対象とし、詳細については特記仕様書によるものとする。

『○ 総合評価落札方式に関する事項』に以下を追記する。

(○) 評価基準

(○) 企業の技術力

評価項目

ICT 活用工事（ICT の活用計画）

当該工事において、ICT を活用する計画である場合は、ICT 活用工事計画書【基礎工】（別記様式－1）を添付すること。

評価基準

評価点

・①～⑤の全ての段階で全面的に活用する場合

2点

・①～⑤の全ての段階で全面的に活用する計画ではない・活用しない場合

0点

※評価点については、2点を標準とするが、「企業の能力等」の配点を勘案し、設定するものとする。

※①～⑤の各段階とは、「①3次元起工測量」、「②3次元数量計算」、「③ICTを活用した施工」、「④3次元出来形管理」、「⑤3次元データの納品」である。

なお、詳細については、特記仕様書によるものとする。

『技術提案書（施工計画等）を求める場合』に以下を追記する。

(○) ICT 活用施工に掛かる技術については、本工事では総合評価落札方式における「技術提案（施工計画等）」における評価の対象外とする。

但し、ICT 活用施工に掛かる技術を応用（別の技術を組み合わせる効果を高める、または別の効果を発現する等を含む）した技術提案については、その応用部分（付加的内容）についてのみ評価対象とする。

※「技術提案書（施工計画等）」は、求める書式名称に随時修正すること。

【特記仕様書】記載例（下線は機械均し（重錘式）の場合に記載）

〇〇. ICT 活用工事（基礎工）（施工者希望型）について

（1）ICT 活用工事

本工事は、国土交通省が提唱する i-Construction に基づき、ICT の全面的活用を図るため、起工測量、設計図書の照査、施工、出来形測量、検査及び工事完成図や施工管理の記録及び関係書類について 3 次元データを活用する ICT 活用工事（基礎工）（施工者希望型）である。

（2）定義

1) i-Construction とは、ICT の全面的な活用、規格の標準化、施工時期の平準化等の施策を建設現場に導入することによって、建設現場のプロセス全体の最適化を図る取り組みであり、その実現に向けて ICT を活用した工事（ICT 活用工事）を実施するものとする。

2) ICT 活用工事とは、施工プロセスの下記段階において、ICT を全面的に活用する工事である。

- ① 3 次元起工測量
- ② 3 次元数量計算
- ③ ICT を活用した施工
- ④ 3 次元出来形管理
- ⑤ 3 次元データの納品

（3）受注者は、本工事において ICT を全面的に活用するため ICT 活用工事の適用を選択できる。

（4）受注者は、上記を選択した場合、入札にあたり ICT 活用工事計画書【基礎工】（別記様式 - 1）を提出した後、その内容を施工計画書に記載し ICT 活用施工を行う。

（5）原則、本工事の基礎工施工範囲で適用することとする。また、具体的な ICT 機器の内容については監督職員の承諾を得るものとし、実施内容等については施工計画書に記載し、監督職員へ提出するものとする。

（6）ICT を用い、以下の施工を実施する。

1) 3 次元起工測量 ※捨石投入を行う場合のみ記載

受注者は、本工事の起工測量（水深測量）において、ナローマルチビームシステム（以下、「マルチビーム」という）を用いた深淺測量を行うものとする。

マルチビームを用いた深淺測量については、「港湾工事における 3 次元計測技術を用いた出来形管理に係る計測マニュアル・出来形管理要領」に基づくものとする。

なお、解析に当たってはマルチビームクラウド処理システム（以下、MBC という）の後処理機能を活用することを標準とする。

（ICT 海上地盤改良工と ICT 基礎の施工範囲が同一範囲かつ同一工事を実施する場合上記削除。下記を記載。）

本工事の起工測量は、ICT 海上地盤改良工の 3 次元出来形管理の結果を活用することを想定し、費用は計上していない。

3 次元起工測量が必要となった場合には、監督職員と協議するものとし、ナローマルチビームシステム（以下、「マルチビーム」という）を用いた深淺測量を行うものとする。

なお、解析に当たってはマルチビームクラウド処理システム（以下、MBC という）の後処理機能を活用することを標準とする。

2) 3 次元数量計算 ※捨石投入を行う場合のみ記載。

設計図書を用いて 3 次元設計データの作成を行い、（※発注者が 3 次元設計データを提供する場合は削除）3 次元設計データと、1) により得られた 3 次元測量データを用いて数量計算

を行うものとする。

数量計算は、「3次元データを用いた港湾工事数量算出要領（基礎工編）（令和〇〇年〇月改定版）」に基づいて行うものとする。

3) ICT を活用した施工

1) により得られた3次元データを用いて、ICT を活用した施工を行うものとする。

・捨石投入用バケット位置と目標投入位置をリアルタイムで可視化する技術を用いて、施工を行うものとする。※捨石投入を行う場合のみ記載。

・均し機位置と目標均し高さをリアルタイムで可視化する技術を用いて、施工を行うものとする。施工にあたり、不陸やかみ合わせ、浮き石、突起物など、石の分布状況等に留意して施工を行うものとする。※機械均し（重錘式）を行うの場合のみ記載

4) 3次元出来形管理 ※出来形管理の方法により記載 (機械均し（重錘式）を行う場合)

受注者は、機械均しにて取得した「施工履歴データを用いた出来形計測」を行い、出来形管理を行う。

出来形管理については、「港湾工事における3次元計測技術を用いた出来形管理に係る計測マニュアル・出来形管理要領」に基づくものとする。

(人力均し等を行う場合)

受注者は、現場条件により従来方式又はマルチビームを用いた深淺測量（出来形測量）による出来形管理を選択するものとし、監督職員と協議し決定する。

マルチビームを用いた出来形管理については、「港湾工事における3次元計測技術を用いた出来形管理に係る計測マニュアル・出来形管理要領」に基づくものとする。

5) 3次元データの納品

2) により確認された3次元数量計算データ及び4) により確認された3次元施工管理データを、工事完成図書として納品する。

1)、4) は「港湾工事における3次元計測技術を用いた出来形管理に係る計測マニュアル・出来形管理要領」を適用するものとし、改定により実施内容が変更された場合は監督職員と協議するものとする。

(7) 上記1)～5) を実施するために使用する ICT 機器類は、受注者が調達し、また、施工に必要な ICT 活用施工用データは、受注者が作成するものとする。使用する機器、アプリケーション・ソフト、ファイル形式については、事前に監督職員と協議のうえ、承諾を得なければならない。

発注者は、ICT 活用工事を実施する上で有効と考えられる設計等において作成した成果品と関連工事の完成図書は、積極的に受注者に貸与するものとする。

(8) 本工事は、ICT 活用工事であるため、アンケート調査や測量データの提供等、必要な協力を行わなければならない。

(9) ICT 活用工事にあたって、疑義が生じた場合又は本特記仕様書に記載のない事項については、監督職員と協議するものとする。

(10) 受注者は、マルチビームを用いた3次元起工測量及び3次元出来形管理のデータ解析にあたり、MBC を活用しノイズ除去処理の一部を代替することができる。

〇-〇. 検査 ※出来形管理の方法により記載

(1) 基礎工（捨石機械均し）の検査

基礎工（捨石機械均し）の検査の対象は、本工事で施工する機械均し範囲の天端面とし、検査は、「施工履歴データを用いた出来形管理の監督・検査要領（基礎工編）（令和〇年〇月版）」に基づき実施するものとする。

なお、上記にて実施する測定（天端幅と延長）以外の観察（石の分布状況及び安定性等の観察）については、当局が別途実施する水中部施工状況調査において実施するものとする。

(1) 基礎工（人力均し等）の検査（マルチビームを用いた出来形管理を実施した場合）

3次元データを用いた基礎工（人力均し等）の検査の対象は、本工事で施工する本均し・荒均し範囲の天端面及び法面とし、検査は、「3次元データを用いた出来形管理の監督・検査要領（基礎工編）（令和〇〇年〇月版）」に基づき実施するものとする。

なお、上記にて実施する測定（天端幅と延長）以外の観察（石の分布状況及び安定性等の観察）については、当局が別途実施する水中部施工状況調査において実施するものとする。

〇-〇. ICT 活用工事の費用について

(1) 受注者が、契約後、施工計画書の提出までに監督職員へ提案・協議を行い、協議が整った場合、設計変更の対象とし、「ICT 活用工事積算要領（基礎工編）（令和〇〇年〇月改定版）」により計上する。

(2) 「施工実態調査」を実施する場合はこれに協力すること。

(3) 〇-〇(6) 1) 3次元起工測量の解析にかかる費用については、MBC の活用を想定して費用を計上しているが、MBC を活用できない場合は監督職員と協議するものとする。

(4) 作業船に ICT 機器が設置されていない場合において、設置・撤去にかかる拘束が生じる場合は監督職員と協議の上、契約変更の対象とする。

3 ICT 活用工事実施の推進のための措置

3-1 工事成績評価における措置

ICT 活用工事を実施した場合、主任技術評価職員による評価における「5. 創意工夫」「I. 創意工夫」【その他】「その他（理由：ICT を活用した工事）」において評価するものとする。

なお、ICT 活用工事において、ICT を全面的に採用しない工事の成績評価については、本項目での評価の対象とせず、併せて以下を標準として減点を行うものとする。また、ICT 活用施工を途中で中止した工事についても同様の評価を行う。

(1) 発注者指定型

受注者の責により ICT の全面的な採用が出来ない場合は、契約違反として工事成績点から措置の内容に応じて減点する。

(2) 施工者希望型

総合評価落札方式による業者選定時に、受注者からの申請に基づき ICT 活用工事による施工を行うことで評価を行っているため、工事契約後、受注者の責により実施されなかったと判断された場合は、履行義務違反として工事成績点から措置の内容に応じて減点する。

4 ICT 基礎工の推進のための当面の留意点

受注者が円滑に ICT 活用工事を導入し、活用できる環境整備として、以下を実施するものとする。

4-1 施工管理、監督・検査の対応

ICT 活用工事を実施するにあたって、別途発出されている出来形管理要領、監督・検査要領に則り、監督・検査を実施するものとする。

監督職員及び検査職員は、活用効果に関する調査等のために別途費用を計上して二重管理を実施

する場合を除いて、受注者に従来手法との二重管理を求めない。

4-2 3次元設計データ等の貸与

発注者は、ICT活用工事に必要となる3次元データを受注者に貸与するものとする。また、ICT活用工事を実施するうえで有効と考えられる詳細設計等において作成した成果品と関連工事の完成図書は、積極的に受注者に貸与するものとする。

なお、3次元設計データは、3次元測量データ（グラウンドデータ）を含む。

4-3 工事費の積算

(1) 発注者指定型

発注者の指定によりICT活用工事を実施する場合については、別途定める「ICT活用工事積算要領（基礎工編）（令和〇年〇月改定版）」により必要な経費を計上する。

あわせて、ICT活用工事の活用効果等に関する調査や施工実態調査を実施する場合、調査に必要な費用を計上する。

3次元起工測量の解析にかかる費用については、当初発注においてはMBCの活用を想定して費用を計上し、MBCが使用できない場合は受発注者間で協議する。

(2) 施工者希望型

受注者からの提案・協議によりICT活用工事を実施する場合、設計変更の対象とし、「ICT活用工事積算要領（基礎工編）（令和〇年〇月改定版）」により必要な経費を計上する。

あわせて、ICT活用工事の活用効果等に関する調査や施工実態調査を実施する場合、調査に必要な費用を計上する。

3次元起工測量の解析にかかる費用については、MBCの活用を標準とする。

5 地方整備局等におけるICT活用工事に関する調査等

5-1 ICT活用工事の活用効果等に関する調査（別途指示）

ICT活用工事の活用効果等に関して調査を実施する場合がある。なお、内容はその都度、別途指示する。

5-2 施工実態調査

施工実態調査を実施する場合がある。なお、内容はその都度、別途指示する。